

2011.5.19

文書番号 热建建第 174号	目次番号		
決裁区分		区分	
收受 平成 · ·	保存年限	1 5 10 永	至□
起案 平成 23·5·20	類目		急□
決裁 平成 · ·			秘□
施行 平成 · ·	付記		重□
完結 平成 · ·			要□
	主 管	建設部 建設課	先方の文書 付 第 号
主 管			起案者
合			
議			
あて先	発信 者名		
標題	伊豆山字赤井谷にかかる土採取等事業について		
〔照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 ( )〕			
4月27日熱建建第174号にて発送した、土採取条例に基づく報告の微収の文書については			
5月13日(金)が報告の期限となっておりましたが、届出者及び現場責任者からの報告の提出はありませんでした。			
しかし、5月17日(火)に新・旧所有者の不動産売買の仲介をした [ ] 氏から連絡があり3月に搬入した土砂の処理について相談がありました。同日午後現地にて確認をし、今後の			

熱海市

方針について 19 日（木）に届出者である [REDACTED] 氏も含め話すこととなりました。また現所有者である [REDACTED] 氏の代理人も参加とのこと。
新旧所有者が来庁する機会であるため、関係団体である東部農林・保健所、熱海土木、市関係課を参考集した。内容については以下のとおり
場所 4 階 B 会議室 14 時～
参加者 市建設課 [REDACTED] まちづくり課 [REDACTED] 産業振興課 [REDACTED]
水道温泉課 [REDACTED]
県保健所 [REDACTED]
熱海土木用地管理 [REDACTED]
土地所有者 [REDACTED] 氏代理 [REDACTED]
届出者 [REDACTED] ([REDACTED] 氏の書記と名乗った)
仲介者 [REDACTED]
[REDACTED]
届出者である [REDACTED] の [REDACTED] 氏は所用で来庁せず。[REDACTED] 氏の代理人と名乗る [REDACTED] 氏という人物と話をする。
3月、4月に発送した配達証明の文書について問うと見ていない様子。（市には届いた証明あり）
[REDACTED] 氏と話をするも、この業務に従事して 3ヶ月 ということで内容がわからない、今日は行政の指示を伺い会社に話を持ち帰ること。
土採取行為については、以前現場を手がけていた、[REDACTED] 氏、関係者である [REDACTED] 氏と連絡を取り今後の対応を検討すること。
市の対応としては①土採取行為の完了②3月に搬入した土の外部への搬出を 4月 27 日付け文書に基づき、文面による報告を指示した。期限については 5月 13 日を過ぎているため、5月 31 日（火）までと指示をし、報告や期限の延長についての連絡について口頭は認めないことも伝えた。合わせて、期限変更、現場責任者変更の届出を 5月 31 日まで行うように求めた。
5月 31 日の期日を待って報告が得られない場合、条例に基づき行政処分を行っていくための事務処理を県土地対策課と相談しながら行います。具体的には下記のとおり。
1 行政手続条例に基づく弁明の機会の付与（土採取条例に基づく停止・措置命令の事前手続）
2 土採取条例に基づく停止命令（第 7 条第 1 項）。措置命令（第 6 条）
※保健所からは産廃処理について、熱海土木からは下流にある河川の危険性について指示を受けていた。
やだ。

熱 建 建 第 174 号  
平成 23 年 4 月 27 日

[REDACTED]  
様

熱 海 市 長 齊 藤 宗

静岡県土採取等規制条例にかかる報告書の提出について（依頼）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等については、変更届にある期日を大幅に超えており、現状についても届出による工法はとられておらず、付帯条件に記した災害防止措置もされておりません。

このため、再三にわたり是正等をお願いしてきましたが、未だに適切な対応がとられていません。

つきましては、今後の対応について静岡県土採取等規制条例第 13 条第 1 項に基づく文書による報告を平成 23 年 5 月 13 日（金）までに提出されるよう求めます。

報告を求める内容

1. 土採取等事業の現況（搬入した土量、搬入元、実施時期等の記載）
2. 現況に至った経緯
3. 今後行う具体的な安全対策と実施日程

なお、報告の提出がされるまでの間については、届出箇所内の土砂の搬入等の行為を中止されますよう、合わせて要請いたします。

＜参考＞前回までの要請

- 平成 22 年 9 月 17 日 热建建第 352 号 静岡県土採取等規制条例第 8 条第 1 項の届出について（要請）
- 平成 22 年 10 月 8 日 热建建第 388 号 静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について（土砂搬入の中止要請）
- 平成 23 年 3 月 25 日 热建建第 136 号 静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について（再要請）

連絡先

熱海市建設部建設課 [REDACTED]

〒413-8550 热海市中央町 1 番 1 号

電話 [REDACTED]

熱 建 建 第 1 3 6 号  
平成 2 3 年 3 月 2 5 日

様

熱 海 市 長 齊 藤 栄



### 静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について（再要請）

平成 19 年 4 月 9 日付け熱建設第 208 号で受理した土の採取等については、変更届にある期日を大幅に超えており、現状についても届出による工法はとられておらず、付帯条件に記した災害防止措置もされておりません。

届出箇所については、逢初川の上流にあり土砂が発生すると水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性がありますので、今後の対応について下記期限までに協議を行いますよう要請いたします。

※協議期限 平成 2 3 年 4 月 1 5 日（金）

#### <参考>前回までの要請

- 平成 2 2 年 9 月 1 7 日 热建建第 3 5 2 号 静岡県土採取等規制条例第 8 条第 1 項の届出について（要請）
- 平成 2 2 年 1 0 月 8 日 热建建第 3 8 8 号 静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について（土砂搬入の中止要請）

連絡先

熱海市建設部建設課

〒413-8550 热海市中央町 1 番 1 号

電話

# 土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

## 議 事 次 第

平成 23 年 5 月 19 日 (木) 午後 2 時

市役所 4F B会議室

1 開 会

2 出席者自己紹介

3 議 題 :

① 热海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議

(1) 経過報告及び計画概要の説明 (説明:建設課)

(2) 届出者の考え方

(3) 今後の対応方法

<4> その他

熱海市役所 建設課 [REDACTED]

[REDACTED]

TEL :

FAX :

## 土の採取等計画届出書の経緯 (熱海市伊豆山字赤井谷)

### 1) 土の採取等計画届出書

- ① 申請者: [REDACTED]
- ② 住 所: [REDACTED]
- ③ 申請面積: 9,446 m<sup>2</sup>
- ④ 工 期 : 平成 22 年 7 月 8 日

### 2) 用途地域、その他の地区

- ① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域
- ② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法
- ③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

### 3) その他 ———『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道関施設——調圧槽、ポンプ場、送水管

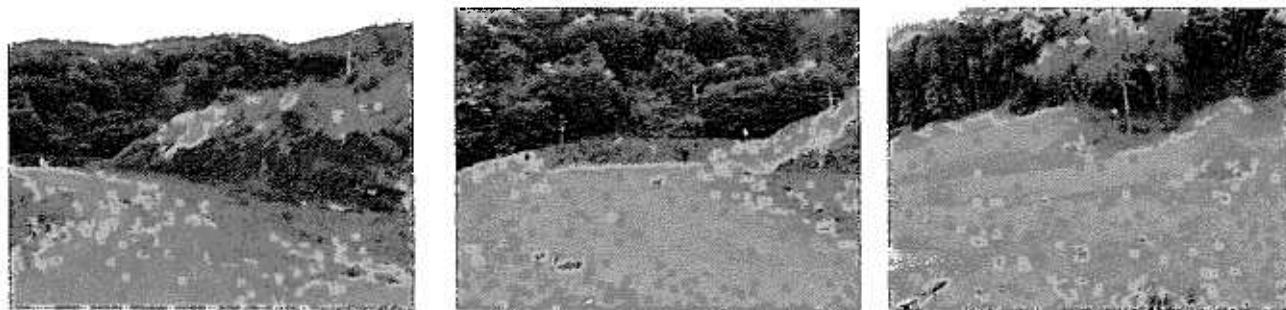
### 4) 問題点

- ① 届出工事完了期間が過ぎても、現場が完了しない。(完成届けが未提出)
- ② 産業廃棄物の処理

### 5) 現場の状況 (盛り土し法面を築造して 8 ヶ月が経過)

- ① 届出区域内
  - ・盛り土した法面が崩れ始めている。
  - ・盛り土した斜面の端(右側、左側)に水が流れ掘削されている。
- ② 届出区域外
  - ・進入道路より山側に盛り土あり。
- ③ 産業廃棄物の処理
  - ・進入道路に産廃を引いている。山側の盛り土が混廃である。

### 6) 現況写真 (撮影日: 5 月 17 日)



## 土の採取等申請経緯

平成 18 年 9 月 12 日	用地取得
平成 19 年 3 月 9 日	届出書の提出(上流部)(下流部)
平成 19 年 4 月 9 日	届出書の受理書交付(上流部)——工期 受理日から 12 月 ※ 下流部の土採取条例の届出(H19.5.2 東部農林治山課と協議) 1. ダム 2 基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。 2. 上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)
平成 19 年 4 月 12 日	風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成 19 年 4 月 日	伐採届け(不明)
平成 21 年 3 月 19 日	盛土の開始(電話連絡)
平成 21 年 6 月	担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告
平成 21 年 11 月 4 日	熟土、東農、市で合同会議
平成 21 年 11 月 13 日	受理書について指示事項を通知。 (土採取、伐採届け、風致)
平成 21 年 11 月 17 日	市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成 21 年 12 月 9 日	受理書の変更、工法、工期:H22.4.8 日まで
平成 22 年 3 月 23 日	工期の変更、工期:H22.7.8 日まで
平成 22 年 7 月	8 月 10 日完成予定(■氏、■氏から口答で確認)
平成 22 年 8 月	盛土土砂に混廃材を使用
平成 22 年 9 月 9 日	■氏に土砂及び廃材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成 22 年 9 月 17 日	土採取条例 8 条第 1 項の届出について(要請) <input checked="" type="checkbox"/>
平成 22 年 10 月 8 日	土砂搬入の中止要請

### 【土地所有者の変更】

平成 23 年 3 月日	静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について (再要請)
平成 23 年 5 月 27 日	静岡県土採取等規制条例にかかる報告書の提出について (要請) —— (条例 13 条第 1 項)

赤井谷土の採取等届出工事会議出席者(予定)

平成23.11.5

来 庁 者

届出者:

土地所有者:

関係者:

行 政

東部農林事務所

—治山課

東部健康福祉センター(東部保健所)

廃棄物課

熱海土木事務所

用地管理課

熱海市

建設課

まちづくり課

観光部

産業振興課長

水道温泉課

## 土の採取等計画届出書について(打ち合わせ)

### 議事次第

平成 23 年 5 月 19 日 (木) 午後 2 時  
市役所 4F B会議室

#### 1 開会

#### 2 出席者自己紹介

#### 3 議題：

① 热海市伊豆山赤井谷で盛土工事を実施している届出事業に対する協議

(1) 経過報告及び計画概要の説明 (説明:建設課)

(2) 届出者の考え方

(3) 今後の対応方法

<4> その他

[REDACTED]

熱海市役所 建設課 [REDACTED]

([REDACTED])

TEL :

FAX :

# 土の採取等計画届出書の経緯

(熱海市伊豆山字赤井谷)

## 1) 土の採取等計画届出書

- ① 申請者: [REDACTED]
- ② 住 所: [REDACTED]
- ③ 申請面積: 9,446 m<sup>2</sup>
- ④ 工 期: 平成 22 年 7 月 8 日

## 2) 用途地域、その他の地区

- ① 都市計画区域、無指定、第二種風致地区、宅地宅造規制区域、森林区域
- ② 廃棄法、河川法(逢初川)、土砂災害防止法
- ③ 県土地利用委員会、まちづくり条例、土採取等規制条例

## 3) その他 ——『敷地内に既存占用(旧所有者)』

水道課施設——調圧槽、ポンプ場、送水管

## 4) 協議事項 **問題点**

- ① 届出工事完了期間が過ぎても、現場が完了しない。(完成届けが未提出)
- ② 産業廃棄物の処理

## 5) 現場の状況 (盛り土し法面を築造して 8 ヶ月が経過)

- ① 届出区域内
  - ・盛り土した法面が崩れ始めている。
  - ・盛り土した斜面の端(右側、左側)に水が流れ掘削されている。
- ② 届出区域外
  - ・進入道路より山側に盛り土あり。
- ③ 産業廃棄物の処理
  - ・進入道路に産廃を引いている。山側の盛り土が混廃である。

## 6) 現況写真 (撮影日: 5 月 17 日)



## 土の採取等申請経緯

平成 18 年 9 月 12 日	用地取得
平成 19 年 3 月 9 日	届出書の提出(上流部)(下流部)
平成 19 年 4 月 9 日	届出書の受理書交付(上流部)——工期 受理日から 12 月 ※ 下流部の土採取条例の届出(H19. 5. 2 東部農林治山課と協議) 1. ダム 2 基分を設置すると同一流域内の開発で林地開発が必要。 2. 上流に宅造をするのであれば、林地開発が必要)
平成 19 年 4 月 12 日	風致地区許可(形質の変更・木竹の伐採)
平成 19 年 4 月 日	伐採届け(不明)
平成 21 年 3 月 19 日	盛土の開始(電話連絡)
平成 21 年 6 月	担当者と工法協議、林地開発の必要性を通告
平成 21 年 11 月 4 日	熟土、東農、市で合同会議
平成 21 年 11 月 13 日	受理書について指示事項を通知。 (土採取、伐採届け、風致)
平成 21 年 11 月 17 日	市内開発について打ち合わせ(市担当部局)
平成 21 年 12 月 9 日	受理書の変更、工法、工期:H22. 4. 8 日まで
平成 22 年 3 月 23 日	工期の変更、工期:H22. 7. 8 日まで
平成 22 年 7 月	8 月 10 日完成予定(■氏、■氏から口答で確認)
平成 22 年 8 月	盛土土砂に混雑材を使用
平成 22 年 9 月 9 日	■氏に土砂及び雑材の搬入をやめるよう要請(口答)
平成 22 年 9 月 17 日	土採取条例 8 条第 1 項の届出について(要請)
平成 22 年 10 月 8 日	土砂搬入の中止要請

### 【土地所有者の変更】

平成 23 年 3 月 日	静岡県土採取等規制条例に基づく土の採取等について (再要請)
平成 23 年 4 月 27 日	静岡県土採取等規制条例にかかる報告書の提出について (要請)—— (条例 13 条第 1 項)